

平成16年8月13日  
総務省

## 平成16年7月豪雨及び台風第10号災害に係る 地方交付税（9月交付分）の繰上げ交付

1 平成16年7月豪雨及び台風第10号災害により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付するもの。

### 2 繰上げ交付対象団体

#### (1) 平成16年7月豪雨

##### ①新潟県内4市2町（6団体）

ながおかし さんじょうし みつけし とちおし なかのしままち てらどまりまち  
長岡市、三条市、見附市、栃尾市、中之島町、寺泊町

##### ②福井県内2市3町（5団体）

ふくいし さばえし みやまちょう いまだてちょう いけだちょう  
福井市、鯖江市、美山町、今立町、池田町

#### (2) 台風第10号

##### 徳島県内1町1村（2団体）

かみなちちょう きさわそん  
上那賀町、木沢村

### 3 繰上げ交付額（合計2,542百万円）

#### (1) 平成16年7月豪雨

##### (市町村分)

新潟県	1,542百万円	(9月定例交付額の30%)
福井県	857百万円	( " )
合計	2,399百万円	

#### (2) 台風第10号

##### (市町村分)

徳島県	143百万円	(9月定例交付額の30%)
合計	143百万円	

### 4 繰上げ交付予定日

平成16年8月17日（火）

自治財政局財政課 佐藤、小鍋  
TEL 03-5253-5111（代表）  
（内線 3327）  
TEL 03-5253-5612（直通）  
FAX 03-5253-5615